

議第 17 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1 譲与する財産

【土地】

| 所在地                  | 登記地目 | 登記地積               |
|----------------------|------|--------------------|
| 下呂市萩原町上呂字山本704番地     | 墓地   | 337 m <sup>2</sup> |
| 下呂市萩原町上呂字山本715番地     | 墓地   | 231 m <sup>2</sup> |
| 下呂市萩原町上呂字十八相1111番地 1 | 墓地   | 106 m <sup>2</sup> |

2 譲与する相手方

下呂市萩原町上呂 678 番地 1 上上呂公民館

上上呂区（認可地縁団体）

代表者 桂川 善幸

3 譲与する理由

長年にわたり地元区民が維持管理してきた墓地について、認可地縁団体として法人格を取得した上上呂区が今後も引き続き墓地経営を行う方針を明確にされたため譲与するもの。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

